

印旛利根川水防事務組合同規約 (昭和三十九年四月十三日千葉県指令第千三百八十四号)

改正	昭和四十二年(規約第一号)
改正	昭和四十四年(規約第一号)
改正	昭和四十六年(規約第一号)
改正	昭和四十九年(規約第一号)
改正	昭和五十一年(規約第一号)
改正	昭和五十二年(規約第一号)
改正	昭和五十六年(規約第一号)
改正	平成八年(規約第一号)
改正	平成十三年(規約第一号)
改正	平成十九年(規約第一号)
改正	平成二十二年(規約第一号)

第一章 総 則

(組合の名称)

第一条 本組合は、印旛利根川水防事務組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 本組合は成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市の六市二町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 本組合は、利根川右岸の水防に関する一切の事務及び水害防御の作業を共同処理する。

2 本組合の水防を行う区域は、別表第一のとおりとする。

(組合の事務所の位置)

第四条 本組合の事務所は、印旛郡栄町生板鍋子新田乙二〇番地の七一、栄町消防本部内に置く。

第二章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

(議員の定数)

第五条 本組合の議会の議員の定数は、十六人とする。

(議員の選挙の方法)

第六条 本組合の議会の議員は、関係市町の議会において当該市町の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に關し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から別表第二に掲げる数の組合の議会の議員を選挙する。

2 前項の場合においては、当該市町の長の推薦した者の中から選挙することができる。ただし、当該市町の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町の議会において選挙される議員の数の二分の一を超えてはならない。

3 組合の議会の議員は、地方公共団体の長及び議会の議員の重任を妨げない。

(組合の議会の議員の任期)

第七条 組合の議会の議員の任期は四年とする。

2 組合の議会の議員の任期の起算は、当選人の告示の日からとする。

3 議員中に欠員を生じた場合は、欠員となつた議員を選出した関係市町において、補欠選挙を行わなければならない。

4 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙の結果の告示等)

第八条 組合の議会の議員の選挙を終了したときは、関係市町の長は直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は前項の報告を受けたときは、直ちに当選者に当選の旨を告知するとともに、当選者の住所氏名を

告示しなければならない。

### 第三章 組合の執行機関の組織及び選任の方法

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第九条 本組合に管理者、副管理者及び会計管理者各一人を置く。

2 管理者は、関係市町長の内からこれを互選する。

3 副管理者は、本組合の議会の同意を得て管理者が任免する。

4 会計管理者は、管理者の属する関係市町の会計管理者をもつて充てる。

5 第一項に定める者を除くほか、本組合に職員二人を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第十条 本組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)の中からそれぞれ一人づつ選任する。

3 監査委員の任期は、議員の中から選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては四年とする。

### 第四章 組合経費の支弁の方法

(組合経費の支弁の方法)

第十一条 本組合に要する経費は、関係市町の分賦金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する関係市町に分賦金は、別表第三に掲げる受益区域割、人口割及び平等割として、組合の議会の議決を経て管理者が定める。

3 関係市町に分賦された経費の納期は、毎年五月末日までとする。

附 則  
この規約は、許可の日から施行する。

附 則  
この規約は許可の日から施行する。ただし、白井村を白井町とする規定は、昭和三十九年九月一日から適用し、八千代町を八千代市とする規定並びに二市八ヶ町村を三市七ヶ町村とする規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

附 則  
この規約は許可の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則  
この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則  
この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

(施行期日)

この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規約は、千葉県知事許可の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則

この規約は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員はその任期満了までの間、改正後の印旛利根川水防事務組合規約第十条第二項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則

この規約は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年度の分賦金に関する改正後の別表第三印西市の項の規定の適用については、同項中「常住人口」とあるのは、「印西市、印旛村及び本埜村の常住人口」とする。

別表第一

河川名	利根川右岸
水防区域	千葉県印西市木下地先（旧手賀沼塚樋）から 千葉県印旛郡栄町矢口地先（横提）まで 堤防延長K数 一〇K九四一m四五cm

別表第二

市町名	平等割	受益割	選出議員数
成田市	一人	一人	二人
佐倉市	一人	二人	三人
栄町	一人	二人	三人
白井市	一人		一人
酒々井町	一人		一人
八千代市	一人	一人	二人
四街道市	一人		一人
印西市	一人	二人	三人

別表第三

酒々井町			白井市			栄町			佐倉市			成田市			市町名	分賦金の割合合
人口割	受益区域割	平等割	人口割	受益区域割	平等割	人口割	受益区域割	平等割	人口割	受益区域割	平等割	人口割	受益区域割	平等割		
前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割総額の八分の一			耕地七・三一一五ヘクタールに付、耕地〇・一ヘクタール当たりの単価を乗じて得た額 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割総額の八分の一			耕地九六三・九六一六ヘクタール、住家一・〇四六棟に付、耕地〇・一ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を乗じて得た額 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割総額の八分の一			耕地六二一・八四二ヘクタール、住家二八九棟に付、耕地〇・一ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を乗じて得た額 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割総額の八分の一			耕地三八二・二五ヘクタール、住家九二棟に付、耕地〇・一ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を乗じて得た額 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 平等割総額の八分の一				

印 西 市	四 街 道 市	八 千 代 市
<p>平等割</p> <p>人口割</p> <p>受益区域割</p> <p>耕地一四九二・〇二〇二ヘクタール、住家八三四棟に付、耕地〇・一ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を乗じて得た額</p> <p>前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額</p> <p>平等割総額の八分の一</p>	<p>平等割</p> <p>人口割</p> <p>受益区域割</p> <p>耕地六六・八〇二ヘクタールに付、耕地〇・一ヘクタール当たりの単価を乗じて得た額</p> <p>前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額</p> <p>平等割総額の八分の一</p>	<p>平等割</p> <p>人口割</p> <p>受益区域割</p> <p>耕地二八八・四ヘクタールに付、耕地〇・一ヘクタール当たりの単価を乗じて得た額</p> <p>前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額</p> <p>平等割総額の八分の一</p>